

石岡市地域防災計画(第9編 林野火災対策編)

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1節 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災予防対策-----【石岡市(総務部, 消防本部)】

林野火災発生原因は、たき火等の人的要因によるものが圧倒的に多いため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

2 林野火災特別地域対策事業の推進-----【石岡市(総務部, 消防本部)】

市は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第1章 災害予防計画

第2節 林野火災防止のための情報の充実

1 気象情報発表伝達体制の確保-----【石岡市(総務部), 水戸地方気象台】

水戸地方気象台は、林野火災防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。市は、水戸地方気象台の発表する情報の収集・整理に努め、林野火災の防止に役立てるものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え，それぞれ次の対策を講ずるとともに，機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際，夜間，休日の場合においても，対応できる体制の整備を図るものとする。

ア 石岡市の措置-----【石岡市(総務部)】

林野火災の出火防止と早期発見のためには，消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから，多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また，緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員を予め定めるなど，緊急時の体制整備を図るものとする。

イ 茨城県の措置-----【茨城県】

上空からの林野火災状況の把握が，林野火災対策上極めて有効なことから，県警ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保-----【石岡市(総務部)，茨城県】

防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め，災害時の通信手段を確保するとともに，災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため，ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。一方，住民に対する災害情報等を広報するため，市災害行政無線の整備を推進するものとする。

また，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を，非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに，災害時の情報通信手段については，平常時よりその習熟に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常招集体制の整備を図るとともに，災害時活動マニュアルを作成して，職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【石岡市(各部), 防災関係機関】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)

イ 「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備-----【石岡市(都市建設部)】

市は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努め、その整備状況を茨城県に報告するものとする。

(4) 石岡市及び茨城県・自衛隊の連携-----【石岡市(都市建設部), 茨城県, 自衛隊】

市は、林野火災の発生による自衛隊の出動に備え、自衛隊出動の要請方法について周知するほか、受入時の茨城県との調整を図るものとする。

3 救助・救急、医療活動への備え-----【石岡市(保健福祉部), 石岡市消防本部, 医療関連機関】

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、第2編震災対策編第1章第3節第4「医療救護活動への備え」に準じて事前対策を講じるものとする。

4 消火活動への備え-----【石岡市消防本部】

市は、防火水槽・貯水槽の整備及び自然水利・指定消防水利の増強を図り、その適正な配置に努めるとともに、非常時の県防災ヘリコプターの出動に関する体制を整備するものとする。

5 緊急輸送活動への備え-----【石岡市(総務部, 都市建設部), 防災関係機関】

第2編震災対策編第1章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

6 避難收容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え-----【石岡市(総務部, 都市建設部)】

市をはじめとする防災関係機関は、避難場所、避難路を予め指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して避難行動要支援者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、予備資機材を整備するものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施-----【石岡市(総務部), 防災関連機関】

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

第1章 災害予防計画

第4節 防災活動の促進

1 防災活動の促進-----【石岡市(総務部)】

市は、林野利用者に対する災害予防の啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

また、県の行う広報活動について、意見交換を行い、より効果的な災害広報が行えるように努めるものとする。

石岡市地域防災計画（第9編 林野火災対策編）

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災情報の収集・連絡

ア 石岡市の措置-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

市は、火災の発生状況、人的被害の状況及び林野被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

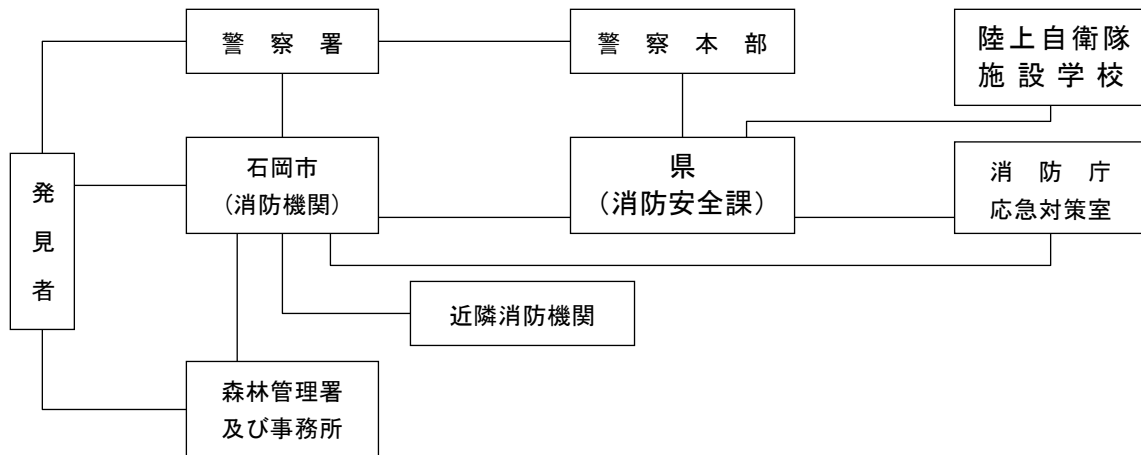
イ 茨城県の措置-----【茨城県】

市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握すると同時に、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図 9-2-1-1 林野火災時の連絡系統図



(3) 応急対策活動情報の連絡-----【石岡市(総務部)】

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を茨城県に連絡するとともに、茨城県の防災体制を確認し、必要に応じて応援の必要性等を連絡する。

第2章 災害応急対策計画

第2節 活動体制の確立

1 石岡市の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、林野火災の状況等により次のとおり定める。

表 9-2-2-1 活動体制区分

体制区分	基準	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	林野火災により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、又はその他の状況により総務部長が必要と認めた場合。	災害対策連絡会議を招集する。
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により市長（本部長）が必要と認めた場合。	災害対策本部を設置する。

各体制の配備人員については、第2編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(2) 職員の招集体制の決定

〈警戒体制〉

林野火災情報、被害情報等に基づく市消防長の報告をもとに、総務部長が職員の招集体制区分の決定基準に基づき決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能の場合は、防災危機管理課長が代行する。

〈非常体制〉

市消防長の報告をもとに、市長が状況を判断し、決定する。ただし、緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は、副市長が代行する。

また、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

表 9-2-2-2 各体制の決定者

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制	市長	副市長	総務部長

(3) 職員の招集

第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等-----【石岡市(総務部)】

〈災害対策連絡会議設置基準〉

ア 林野火災により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合

イ その他総務部長が必要と認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

ア 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合

イ その他市長が必要と認めた場合

〈招集体制区分との対応〉

災害対策本部及び災害対策連絡会議の設置基準と招集体制区分との対応は、第2編震災対策編第2章第1節第1の1「職員の招集体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置-----【災害対策本部】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員及びその他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の内から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

(6) 災害対策本部等の組織, 設置の決定及び本部の設置等-----【石岡市(各部)】

第2編震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 茨城県の活動体制-----【茨城県】

林野火災発生時の県の活動体制に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 広域的な応援体制-----【石岡市(総務部), 茨城県, 隣接市町村, 自衛隊】

市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編震災対策編第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣-----【石岡市(総務部), 茨城県, 自衛隊】

自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編震災対策編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第3節 救助・救急，医療及び消火活動

1 救助・救急活動-----【石岡市(総務部)，石岡市消防本部】

市は，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常災害対策本部，現地災害対策本部等国の各機関や県及び他の市町村に応援を要請するものとする。

2 医療活動-----【石岡市(保健福祉部)，石岡市消防本部，医療関連機関】

林野火災発生時に，医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には，第2編震災対策編第2章第4節第5「応急医療」に準じ，関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下，医療救護活動を行うものとする。

また，被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は，第2編震災対策編第2章第5節第2「避難生活の確保，健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 地上消火活動-----【石岡市(総務部)，石岡市消防本部，自主防災組織】

市は，林野火災を覚知した場合は，火炎の大きさ，規模などを把握し，迅速に消火隊を整え出動するとともに，消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど，火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

また，自主防災組織及び住民は，林野火災発生後初期段階において，自発的に初期消火活動を行うとともに，消防機関に協力するよう努めるものとする。

4 空中消火活動

(1) 現地指揮本部-----【茨城県】

市が空中消火を要請した場合，県は現地に現地指揮本部を設置するものとする。現地指揮本部は，空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て，各機関との連携を図り，統一的な指揮を行う。

(2) 空中消火基地-----【石岡市(都市建設部)，茨城県，ヘリコプター運用機関】

空中消火の実施が決定された時点で市は，県及びヘリコプター運用機関と協議のうえ，空中消火基地の適地を決めるものとする。

(3) 空中消火用資機材等-----【茨城県】

県内4カ所(石岡市消防本部，常陸大宮市消防本部，高萩市・日立市事務組合消防本部，消防学校)

に管理されている消火薬剤散布装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水、又は消火薬剤を散布する。

(4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

ア 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

イ その他、火災防備活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(5) 自衛隊ヘリコプターの派遣-----【石岡市(総務部), 茨城県, 自衛隊】

市は、必要と認められる際には、県に対して自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請するものとする。県は市からの要請があった場合、速やかに自衛隊にヘリコプターの派遣要請を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第4節 緊急輸送のための交通の確保

1 交通の確保-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、市は、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を県警察本部に要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第5節 避難収容活動

1 避難収容活動-----【石岡市(総務部)】

林野火災による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において市が行う避難指示等については、第2編震災対策編第2章第4節第2「避難指示，誘導」に準じて実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第6節 施設、設備の応急復旧活動

1 施設、設備の応急復旧活動-----【石岡市(各部), 施設管理者】

市をはじめとする各種施設管理者は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編震災対策編第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動-----【石岡市(総務部), 放送事業者, 通信社, 新聞社】

市は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

伝達項目を以下に示す。

- ・ 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・ 避難指示等の発令及び避難先の指示
- ・ 地域住民等への協力依頼
- ・ その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【石岡市(総務部)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第8節 二次災害の防止活動

1 二次災害の防止活動-----【石岡市(都市建設部)】

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生する恐れがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。